

(一社) 大阪府警備業協会災害対策積立金の拠出に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)が定める「大阪府警備業協会災害支援活動規程」(以下「活動規程」という。)第19条及び第20条の規定に基づき、災害対策積立金(以下「積立金」という。)の拠出に関して、必要な事項を定めるものとする。

(積立金の拠出対象)

第2条 積立金の拠出対象は、活動規程第20条の各号に定める次のものとする。

- (1) 本会事務所被災に伴う復旧費
- (2) 本会の被災会員に対する見舞金
- (3) 被災地における支援部隊の防犯パトロール等の活動経費
- (4) 被災した他都道府県警備業協会に対する支援金
- (5) その他対策本部で必要と認めた支援金又は義援金

(積立金の拠出手続)

第3条 前条に定める積立金の拠出対象に対する拠出は、理事会の承認を得るものとし、緊急性が認められる場合は、活動規程に定める「災害対策本部」において拠出を決定することができる。ただし、災害対策本部において拠出を決定した場合は、会長が理事会に報告し、承認を得なければならない。

(積立金の拠出基準)

第4条 前第2条の拠出対象の拠出基準については、別表に定める「災害対策積立金拠出基準」により拠出するものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

別表

災害対策積立金拠出基準

| 拠 出 対 象 ・ 事 由 | | 拠出金額 |
|-------------------------------|--|-----------------------|
| (1) 本会事務所被災に伴う復旧費 | | 復旧に要した経費 |
| (2) 本会の被災会員に対する見舞金 | 社屋が全壊 (倒壊・全焼・流失・床上浸水等埋没又は損傷、劣化、傾斜等により補修しても元通りに復旧できない場合) | 5万円 (慶弔見舞金贈呈規程で規定) |
| | 社屋が半壊 (社屋の被害が甚だしいが、補修をすれば再使用が可能な場合) | 3万円 (慶弔見舞金贈呈規程で規定) |
| (3) 被災地における支援部隊の防犯パトロール等の活動経費 | | 災害支援活動に要した経費 |
| (4) 被災した他都道府県警備業協会に対する支援金 | 他都道府県警備業協会事務所が半壊以上の被害があり、かつ、当該協会が当該被災地の支援活動を行った場合 | 100万円以内 |
| | 他都道府県警備業協会事務所が半壊以上の被害があった場合 | 50万円以内 |
| | 他都道府県警備業協会事務所の被害はないが、当該協会が当該被災地の支援活動を行った場合 | 20万円以内 |
| (5) その他対策本部で必要と認めた支援金又は義援金 | | 対策本部で決定した金額 |